

寒川町住民活動補償制度について

住民活動補償制度とは

住民団体等が継続的・計画的、または一時的・臨時的な住民活動中に、偶然起こってしまった事故等について、補償する制度のこと

(町が保険料を負担しているため、事前登録や保険料の支払いは必要ありません)

住民団体等とは

住民活動を行う住民の方が自主的に組織した、町内に活動の拠点を置く団体および個人のこと

● 対象となる住民活動とは

住民団体等が行う、地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動、学校教育活動等で、本来の職場を離れて、自由意思のもとに行われる継続的、計画的または一時的、臨時的で、公益性のある直接的活動のこと

住民活動の種類	主な活動内容
地域社会活動	防犯活動、清掃活動、お祭り、募金活動、PTA活動
青少年健全育成活動	地域の青少年団体等の指導育成活動、非行防止パトロール活動
社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動、手話通訳
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動、文化活動 (社会教育活動は、指導者のみ対象)
町主催事業等への参加、協力	防災訓練、美化運動、スポーツ教室、産業まつり、講演会

● 対象とならない活動

特定の政党もしくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動(実費程度以上のお金が発生している活動)、職業として行う活動は対象となりません。併せて、故意による事故、政治的社会的騒じょうによる事故、天災による事故なども対象となりません。

賠償責任事故 : 指導者等の同居の親族に対する事故、団体等や指導者等が所有または管理する車両による事故、もしくは動物による事故など

傷害事故 : 指導者等または参加者の脳疾患、疾病または心神喪失による事故、指導者等または参加者の自殺行為などによる事故、危険なスポーツに参加中の事故、酒酔い運転による事故、他覚症状のないむち打ち症や腰痛など

補償内容

賠償責任補償

住民活動中または町主催事業の主催者が、活動中に他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたことにより、損害賠償責任が生じたときに補償します。

補償金額（限度額）	
身体賠償（対人）	1人につき1億円、1事故につき5億円
財物賠償（対物）	1事故につき 1,000万円
保管物賠償	1事故につき 500万円



※活動の参加者（指導者等以外）が、他人に与えた損害については対象となりません。

傷害補償

住民活動中または町主催事業の主催者または参加者が、活動中およびその往復中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに補償します。

補償金額（限度額）	
死亡補償金	500万円
後遺障害補償金	15万円～500万円
入院補償金	1日につき 3,500円
手術補償金	手術内容による
通院補償金	1日につき 2,000円

特定疾病補償

住民活動中または町主催事業の参加者が、活動中およびその往復中に、特定疾病（熱中症、日射病、細菌性食中毒）を発症したときに補償します。

補償金額（限度額）	
死亡補償金	300万円
後遺障害補償金	9万円～300万円
入院補償金	1日につき 3,000円
手術補償金	手術内容による
通院補償金	1日につき 2,000円



保険の流れ

町民の方々

町

住民活動中にケガ等の事故が発生



町民協働課に書類をご提出ください

- ・ 事故報告書
(HP から書式をダウンロード)
- ・ 団体の会則、規則等
- ・ 事故当日の名簿等
(負傷者が載っているもの)
- ・ 年間行事予定表、当日パンフレット
(当日の活動内容がわかるもの)

〔 事故の状況等に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。 〕

ケガ等をされたら
制度を活用したい旨を
まずご一報ください



補償対象となるか、1週間前後の審査を経て、結果を報告します



補償対象になる場合

治療終了後、
町民協働課に書類をご提出ください

- ① 請求書
- ② 診察券のコピー
- ③ 領収書のコピー

〔 ケガ等の内容により、提出書類は異なるため、別途お知らせします 〕

なお、補償期間は、事故の日から180日以内のため、ご注意ください！



保険会社から保険金が支払われます



補償対象にならない場合

補償対象にできない理由を報告します

Q & A

Q. 町外在住ですが、町内での住民活動に参加し、ケガをしました。

A. 町内に活動の拠点を置く団体、または個人の住民活動であれば、町外在住の方でも対象となります。

Q. 交通費が支給された住民活動中に、ケガをしました。

A. 交通費等の活動中に消費される実費程度のものであれば、営利を目的とした活動に含まれないため、対象となります。

Q. 住民活動へ行く途中に、車椅子を押していた家族がケガをしました。

A. 活動場所と自宅の往復途中の事故は対象となります。一方で、私用でどこかに寄った場合や、賠償責任事故は対象外となります。
また、ボランティア活動に参加する年配の方や障がい者の付添人も、補償の対象となります。

Q. 住民団体で親睦旅行中に、熱中症になりました。

A. 親睦旅行や懇親会は、住民活動とは言えないので、対象外となります。一方で、住民活動に係る定例会などは対象となります。

Q. 自治会主催のお祭りで、太鼓の演奏中にケガをしました。

A. 運営・準備等に携わっている方や、太鼓奏者などお祭りのプログラムへの参加者、出店者は対象となります。一方で、お祭りに遊びに来ている人は見物人であり、住民活動を行っているとは言えないので、対象外となります。

Q. 住民活動のために、自動車で活動場所に向かう途中に人身事故を起こしてしまい、相手がケガをした為、損害賠償責任に問われました。

A. 車両による事故は、免責の為、補償の対象外となります。